

令和2年3月31日付け新潟県人事委員会規則第14-13号(職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則) 186ページの

「 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。」

は

「 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。」

の、

「 (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) 第2条第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号及び第9号に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間

は

「 (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) 第2条第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号及び第9号に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間

の誤り。